

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び 801 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則
第 190 条に定める書類)

1. 株式交換が効力を生じた日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条、第 789 条の
規定による手続の経過
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定によ
る手続の経過
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
5. その他株式交換に関する重要な事項

ネオス株式会社
株式会社ジェネシスホールディングス

2020年6月1日

株式交換に係る事後開示事項

東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
ネオス株式会社
代表取締役社長 池田 昌史

東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
株式会社ジェネシスホールディングス
代表取締役社長 藤岡 淳一

ネオス株式会社（2020年9月1日付で商号を「JNSホールディングス株式会社」に変更予定。以下、「ネオス」といいます）及び株式会社ジェネシスホールディングス（2020年9月1日付で商号を「ジェネシスデバイスソリューション株式会社」に変更予定。以下、「ジェネシス」といいます）は、両社の間で2020年4月21日付で締結した株式交換契約に基づき、2020年6月1日を効力発生日として、ネオスを株式交換完全親会社、ジェネシスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換について、会社法第791条第1項第2号及び801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日
2020年6月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過
会社法第784条の2の規定による本株式交換の差止請求を行ったジェネシスの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
ジェネシスは、会社法第785条第3項の規定により、ジェネシスの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるネオスの商号及び住所を、2020年5月8日付けで通知いたしましたが、会社法785条第1項の規定に基づき株式の買取請求をしたジェネシスの株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）、第789条（債権者異議）の規定による手続の経過
ジェネシスは、会社法第787条第3項の規定により、ジェネシスの新株予約権者に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるネオスの商号及び住所を、2020年5月8日付けで通知いたしました。
 - (4) 第789条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条、第 799 条の規定による
手続の経過
 - (1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続き
の経過
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
ネオスは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法
律第 161 条第 2 項の規定により、ネオスの株主に対し、本株式交換をする旨並び
に株式交換完全子会社であるジェネシスの商号及び住所を、2020 年 5 月 8 日付
けで電子公告にて公告いたしました。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
本株式交換によりネオスに移転したジェネシスの株式の数は 18,100 株です。
5. その他本株式交換に関する重要な事項
 - (1) ネオスは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社
法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知し
た株主は 0 名であります。
 - (2) ジェネシスは、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について
会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いまし
た。
 - (3) ネオスは、本株式交換に際して、本株式交換によりネオスがジェネシスの発行
済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における
ジェネシスの株主（但し、ネオスは除きます。）に対して、その保有するジェネ
シスの普通株式 1 株に対し、ネオスの普通株式 13 株の割合をもって割当交付い
たしました。なお、ネオスが割当交付した普通株式の数の合計は 235,300 株で
す。
 - (4) 本株式交換により、ネオスの資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更は
ありません。
なお、ネオス及びジェネシス間の 2020 年 4 月 21 日付「株式交換契約書」第 5
条及び会社計算規則第 39 条の規定に従い、その他資本剰余金を 167,768,900 円
増加いたしました。

以上